# 第15回教育委員会

平成 30 年 7 月 10 日 午 後 3 時 30 分 本庁舎屋上会議室

案 件

報告第6号 職員の人事について

### 報告第6号

## 職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

平成30年7月1日付をもって、別紙調書のとおり人事異動を発令する。

### 調書

新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
( 部 長 級 )				
学校環境整備担当部長	総務部学事課長	事務職員	忍 康彦	昇任
( 課 長 級 )				
総務部学事課長	総務部学校適正配置担当課長	事務職員	武井 宏蔵	転任
総務部学校適正配置担当課長	総務部教育政策課公設民営学校担当 課長代理	事務職員	村川智和	昇任
( 課 長 代 理 級 )				
総務部教育政策課公設民営学校担 当課長代理	総務部総務課担当係長	事務職員	中村 浩之	昇任
( 係 長 級 )				
総務部総務課担当係長	生涯学習部担当係長	事務職員	川入 美知子	転任
生涯学習部担当係長	総務部施設整備課勤務	事務職員	友永 智子	昇任

#### (参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則(抄)

- 第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員 会の会議において議決すべき事項を専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。